

学生のみなさんへ

「おかしい  
と思ったなら  
まず相談！」

面接で聞いた  
時給と違う！

勝手に  
シフトが  
変わってる！

代わりにバイトする  
人を見つけないと  
やめられない

商品の買取を  
強要される！

忙しいと  
休憩時間が  
もらえない！

片付けの時間の  
バイト代が  
もらえない！

ひとりで悩まないで気軽にご相談ください！

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ  
総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置  
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html>



平日夜間・土日祝の相談は  
労働条件相談ほっとライン  
月～金:17時～22時 土・日・祝日:9時～21時

相談無料 / Toll-free number

0120 0120-811-610

For concerns&questions about working conditions  
Labour Standards Advice Hotline  
Mon to Fri 17:00-22:00/Sat,Sun,National Holidays 9:00-21:00

日本語



Multilingual



# 知っておきたい7つのポイント

- アルバイトを始める前に労働条件を確認しましょう。

---

- バイト代は、毎月決められた日に、全額払いが原則です。  
※希望していない商品の購入に応じる必要はなく、その代金の一方的な賃金控除は禁止されています。

---

- アルバイトでも、残業すれば残業手当がでます。  
※事業主は労働時間を適正に把握する必要があります。

---

- アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます。

---

- アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます。

---

- アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません。

---

- 困った時は、各地の総合労働相談コーナーへ



アプリで学ぼう  
労働条件(RJ)パトロール！



確かめようアルバイトの労働条件  
| 厚生労働省



動画版「これってあり？  
～まんが知って役立つ労働法Q&A～」  
| 厚生労働省



【闇バイト】  
怪しい求人には  
応募しないで！

アルバイトの労働条件を確かめよう！  
キャンペーン実施中

令和7年4月1日～7月31日